

防大訓学第580号  
平成6年11月17日

訓練課長  
学生課長 殿  
各首席指導教官

訓練部長

停学を命ぜられた学生の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。  
なお、防大訓学第315号（47. 10. 31）は廃止する。

添付書類：別紙「停学を命ぜられた学生の取扱いについて」  
配布区分：総務課長、教務課長

## 停学を命ぜられた学生の取扱いについて

### 1 サービスの基本

補導教育等を通じ、反省自戒させ、防衛大学校学生としてあるべき姿を自覚させる。

### 2 サービス要領

#### (1) サービスの担任

ア 首席指導教官

イ 必要により、当該所属学生の大隊補導顧問又は教育補導顧問等

#### (2) サービス場所

首席指導教官の定めるところによる。

#### (3) サービス内容

次に示すもののうち、当該学生の停学期間に応じてサービス内容を精選し、実施するものとする。

ア 補導教育

イ 補導顧問等により補導教育、訓話等

ウ サービス日誌等の作成

エ 指定図書を読む

オ 指定する運動、訓練及び作業への参加

カ その他、首席指導教官の定めるもの

#### (4) サービス期間中の制限

ア 学生舎から離れて食堂及び浴場以外の場所に行く場合は、首席指導教官（課業外は大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。

この場合、売店（委託・直営）及び委託食堂等の利用は許可してはならない。

イ 娯楽を許可してはならない。

ウ 校友会活動を許可してはならない。

エ 点呼はサービス場所で受け、課業整列には参列させないものとする。

オ 服装は朝食時から消灯時までは常装とする。

ただし、運動、作業等で必要な場合は首席指導教官の許可により体育服装又は作業服装等をさせることができる。

カ 外出・休暇等については病気休暇及び特別休暇（年末年始を除く）以外、許可してはならない。

#### (5) サービス期間中の指導・監視

当該学生の心（身）情を踏まえ、適宜行うものとし、その細部は首席指導教官の定めるところによる。

### 3 勤務学生の取扱い

(1) 長期勤務学生は、その指定を解く。

(2) 短期勤務学生は、その停学期間にかかる週の勤務につけないものとする。

#### 4 報告等

- (1) 首席指導教官は停学期間の前日までに服務要領、日課時限等服務計画を作成し、訓練部長に報告するものとする。
- (2) 停学期間満了後、首席指導教官は服務指導成果を訓練部長に報告するものとする。
- (3) 停学期間満了により学業につくに際しては、学校長に誓約書（記載例：別紙）を提出させるものとする。

別 紙

（誓 約 書 記 載 例）

平成 年 月 日

防衛大学校長

○ ○ ○ ○ 殿

所属

学年 氏 名 ⑩

誓 約 書

私は、平成 年 月 日をもって停学期間を満了いたしましたので、学業に復帰するに際して、以後学生としての服務の本旨にもとらないことを誓約いたします。